

axis news

アクシスグループ

4

2021

COLUMN

可愛い子(後継者)には“ゴルフ“をさせよ! ?
(後編)



知りたいあれこれ Q&A

No.18 「個人事業主が資産を売却した場合の税金」

No.19 「徳島県の事業者にも関係する? 一時支援金について」

今月のアクシススタッフ

COLUMN

可愛い子(後継者)には“ゴルフ”をさせよ！？ (後編)

columnは、私が「日々お客様と接している中で感じたこと」「自社の経営について考える中で感じたこと」をコラムという形でご紹介させて頂く新しい企画です。

ぜひ、コーヒーを片手に気楽にご一読ください。



コラム執筆

アクシスグループ 代表 川人 広平



お世話になっております。

先月に引き続き、事業承継シリーズとして「可愛い子(後継者)には“ゴルフ”をさせよ!？」の後編です。

反響の声を複数頂き、意外に読んでくださっている方が多くて嬉しかったです(笑)

先月は、以下のうち①②についてご説明いたしました。今回は、③④についてご説明したいと思います。

- ① 地元に帰省させ、コミュニケーション機会を作る強力な動機付けになる
- ② 後継者としての自覚を抱かせる機会になる
- ③ ちょうど良い“経営会議”になる
- ④ 後継者の“武器”になる

3. ちょうど良い“経営会議”になる

先月号では、「東京にいた時は中々ゴルフに行けなかった」と書きましたが、2年半前に徳島に帰ってきてから、お客様のコンペにご招待いただいたり、父の経営者仲間とプライベートでゴルフに行ったりと、父と一緒にゴルフに行く機会は増えました。ゴルフ場までの移動は一緒に車で行くことが多いです(最初の方は父の黒くて平べったい車で行っていましたが、最近は私が迎えに行き私の車で走っています)。

移動時間はだいたい片道40分~1時間程度ですが、この移動がちょうど良い“経営会議”になっているんです。もちろん、スイングがどうだとかシャンクが怖いとかしょうもない話もありますが、

会社の大きな方針や10年後20年後の姿といった長期的な話もよくしています。普段は会社ではあまり会わないですし、父が社内会議に出ることもないので、あまり仕事の話をする機会はありません(本人曰く、口を出さないようになり気を遣っているらしいです。ありがたや)。月に数回、片道1時間の往復2時間の中で、雑談も交えつつ話すのがちょうど良い程度感だと感じます。

何をもち「ちょうど良い」と言っているのか? 以下の3点において、「ちょうど良い」と思っています。

(1) 会話の粒度がちょうど良い

細部まで先代から指示されると、自分で考えなくなり成長しなくなってしまいますが、ゴルフの行き帰りではあまり現場の細かい話まではできないので、自然と大きな方針や将来像の話がメインになります。

(2) 頻度がちょうど良い

月に数回程度なので、その間に色々自分で考えたこと・疑問に思ったことというのが蓄積されてきます。それを先代に質問することで、先代のノウハウを引き継ぐ良い機会になります。

頻度が多すぎると話すネタもなくなり、結局(後継者に任せるべき)細部の話になってしまいます。頻度が少なすぎると、そもそもノウハウ承継の機会が十分に作れません。月に数回週末に小1時間話すくらいがちょうど良いと感じます。月に数回一緒にゴルフに行く親子なんてそうそういないよ! という声もあるかも知れませんが、機会は作るものだと思いますので、行くようにすればよいと思います。

(3) 拘束力がちょうど良い

先代と後継者で感情的な議論になってしまうことは誰しもあると思います。これが定例会議だったら、面倒臭くなってやらなくなったり、途中で怒って帰ったりしてしまうかもしれません。ですがゴルフではそうはいきません。他人を誘って予約をしているので簡単にキャンセルはできませんし、高速道路の途中で降りるわけにもいかないので拘束力があります。一方で、言い合いになっても、ゴルフ場についたら強制的に終わります。楽しくゴルフして気分転換し、帰り道には仲直りしているでしょう(スコアが悪くて機嫌が悪くなるのは自業自得です…)。このように、「ちょうど良い拘束力」があると思います。

「集客施策としてこういうイベントはどうだろうか?」「10年後にはこんな会社におきたい」 普段考えたことを父にぶつけてみます。相手はこの道40年の大先輩な訳ですから、たいてい「考えたことはある」ということが多く、何かしらの意見が返ってきます。父の方から「ああしろ、こうしろ」と言われると反発したくなるのが息子というものですが、こちらが考えて質問したことに答えてもらえると素直に参考にすることができます。

4. 後継者の“武器”になる

これはあまり説明の必要はないかもしれませんが。やはりゴルフは同じ人と6-7時間一緒に過ごすので、普段会えないような方とも仲良くなり、一発で覚える/覚えてもらうことができます。会議室で仕事をもらうのは一苦勞でも、ゴルフで仲良くなっていると仕事をもらいやすくなったりするのが人情というものだと思います。私は違いますが、幼いころから習っていたりしてゴルフが上手かったりすると、注目も集めますのでやはり営業上有利です。

もちろん趣味は人それぞれで良いのですが、どうせなら仕事にも役に立つ方が良くに決まっています。嫌々やらせても意味がないので、できるだけ早めから“洗脳”してゴルフ好きにしておくことが、若い頃からできる事業承継戦略の第一歩なのではないかと思います。

今回も、最後までお読みいただきありがとうございました。いずれ、「可愛い子にはゴルフをさせよコンペ!」とか「可愛い子にはゴルフをさせよレッスン会!」などをやっても面白いかなと思っていますので、その際は振るってご参加ください(笑)。



経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ&A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報を発信していきます。

今月の講座

「個人事業主が資産を売却した場合の税金」(鎌谷 郁代)

「徳島県の事業者にも関係する? 一時支援金について」(笠井 雅也)

Q & A

No.18

個人事業主が資産を売却した場合の税金

暖かい日も増え、すっかり春らしくなってきましたね。新年度と一緒に新生活が始まる方もいらっしゃるかと思います。衣類や家具、自家用車など生活に必要な物品を売り、利益が出た場合基本的には税金はかかりませんが、個人事業主が事業に使用している物品を売却した場合は注意が必要です！今回は個人事業主が資産を売却した場合の税金についてお話ししたいと思います！

Q. 誰が何を売るかで税金の有無が変わる！？

A. 例えばサラリーマンの方が、フリマアプリで古着や使わなくなった家電などの生活用物品を売って得た収入には税金はかかりません。しかし宝石や金・プラチナなどの貴金属で30万円を超えるようなものや、利益を目的とした転売を続けていたりする場合には税金がかかってくる場合があります。また、フリーランスなど、個人事業主として確定申告している方が、今まで経費として計上していた事業用資産、車の売却について、そういったものを売ったときはその利益は譲渡所得として税金がかかる可能性があります。

Q. 消費税の申告も変わってくるの？

A. 個人事業主の方の場合で、消費税の申告もされていく場合は、売った金額に対する消費税も足して納めないといけません。消費税が免税の方でも、売却の収入を合わせて消費税のかかる売上が、年間1000万円を超えてしまうと2年後には消費税の申告をする義務が発生します。

Q. 色々なことが絡んで複雑に…税金のことで分からないときは？

A. 税理士法人アクシスではLINEやお電話でご相談を受け付けております。LINEでのご相談の場合、アクシスの公式LINEでご相談いただければと思います。公式LINEは、LINEの検索で『税理士法人アクシス』と入力いただければ出てきますし、アクシスのホームページからもご登録いただけますので是非ご登録ください。税金や社会保険のことでお困りのことがあれば、是非アクシスにご相談ください。

私が紹介しました！



鎌谷 郁代

顧客サービス部3課 アソシエイト 税理士

在学中に税理士試験に合格し、税理士法人アクシスに入社。お客様の担当をさせていただきながら、顧客サービス部としてさまざまな業種の法人・個人の決算書類の確認を行っている。

お問い合わせはこちらまで

税理士法人アクシス

088-631-8119

Q & A

No.19

徳島県の事業者にも関係する？一時支援金について

まだまだ感染拡大が終息しない新型コロナウイルス。3月には経済産業省より、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受けた事業者の方々に「一時支援金を給付する」と発表されました。今回はこの「一時支援金」についてご紹介したいと思います！

Q. 持続化給付金や家賃支援給付とは異なる給付金？

A. 今回の一時支援金は、緊急事態宣言の影響により2021年1月、2月又は3月の売上が2019年又は2020年と比べて50%以上減少している場合に、中小法人であれば上限60万円、個人事業主の場合は上限30万円が受け取れる制度になります。

Q. 緊急事態宣言が発令されていない徳島県には関係ないのでは？

A. 徳島県は緊急事態宣言が発令されていないので、直接的には関係ありませんが、徳島県の事業者の方も対象となる可能性があります。今回の一時支援金の対象は、ざっくりご説明すると1つ目に、緊急事態宣言の発令地域(東京など)の飲食店と直接・間接の取引がある事業者であること。2つ目に、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者であることとされています。1つ目の緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引がある事業者の方であれば、宣言地域の飲食店と反復継続した取引を示す帳簿書類があるかと思えますので、そちらを用意できれば大丈夫です。2つ目の宣言地域の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者の方については、影響を受けたことの証明が難し

い部分もあるのですが、受給対象となる可能性はあります。例えば、徳島県東部・南部はもともと宣言地域からの観光客が多い地域です。そのため、これらの地域の飲食店や宿泊施設、タクシー・バス会社等で、緊急事態宣言発令地域からの来客が日常的にあったような事業者様は対象になる可能性があります。

Q. 自分が対象になるのか確かめるためには、どうすればいいの？

A. 次ページのフローチャートを活用頂ければ、ご自身が対象になるのか確認することができます。また、対象となった場合は、一時支援金のHPで申請用のログインIDを取得していただく必要があります。その後、必要書類をご準備頂き書類を登録確認機関に確認してもらった後、申請が可能となります。申請期限は2021年5月31日までとなっておりますので、お早めにご準備ください。

Q. 税理士法人アクシスで確認してもらうことは可能なの？

A. 税理士法人アクシスも登録確認機関ですので、お困りのことがありましたら、いつでもご連絡いただければと思います。確認作業も無料で行ってまいりますので、お気軽にご依頼いただければと思います。

私が紹介しました！



笠井 雅也

顧客サービス部代行課 課長 シニアアソシエイト

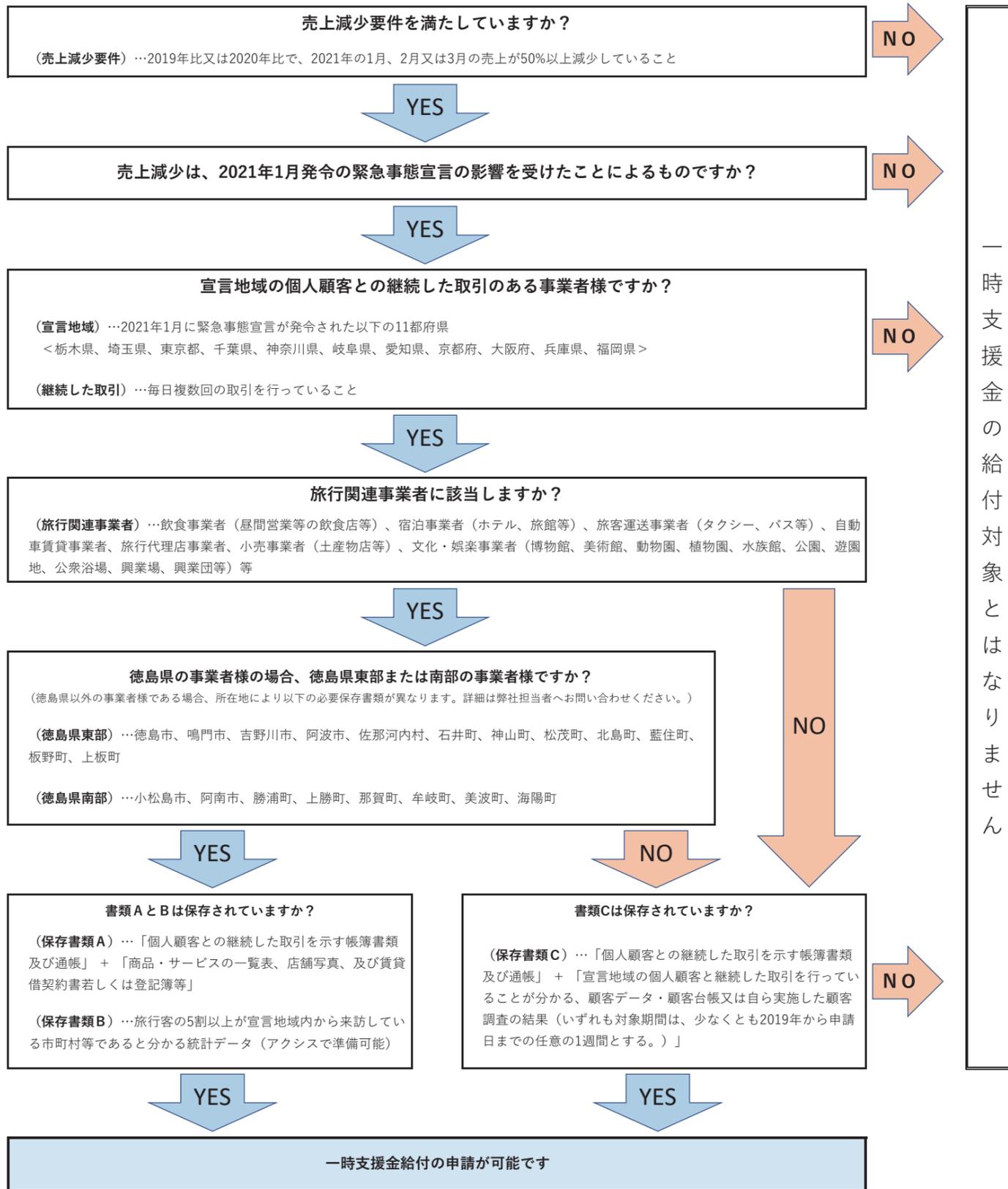
大学卒業後、生命保険会社の支社・東京本社にて営業企画の業務に従事し、その後税理士法人アクシスにUターン就職。現在、経理アウトソーシング企画や補助金申請業務などに従事。

お問い合わせはこちらまで

税理士法人アクシス

088-631-8119

《一時支援金の給付対象確認フローチャート》



アクシスグループ

- 税理士法人アクシス
- 社会保険労務士法人アクシス
- 行政書士法人アクシス
- 川人広平公認会計士事務所
- 株式会社徳島経理代行センター
- 株式会社高松経理代行センター
- 株式会社マネジメント・スタッフ
- 有限会社エムエスサービス

[本社]	[吉野川支店]	[高松支店]	[東京支店]
〒770-0051 徳島県徳島市北島田町 1丁目3-3 TEL:088-631-8119 FAX:088-632-6543	〒776-0005 吉野川市鴨島町喜来字宮北 485番地1 TEL:0883-26-0182 FAX:0883-26-0187	〒760-0079 香川県高松市松縄町 1050-27 TEL:087-814-5875 FAX:087-814-5876	〒140-0002 東京都品川区東品川 5丁目9番6 1109号

axis news 4月号 デザイン・制作編集



佐藤 美優

企画部 スタッフ

美術大学を卒業後、地域プロモーション事業を行う会社に就職し、記事の編集やデザインを担当。その後、母校の大学に3年間勤める。2019年の春に当社に入社し、企画やデザイン制作を担当している。